

裁判員等経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成29年1月20日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 釧路地方裁判所5階第1会議室

出席者 司会者 登石郁朗（釧路地方裁判所長）

法曹出席者 三輪篤志（釧路地方裁判所刑事部総括判事）

高 一 学（釧路地方検察庁検事）

佐藤 圭（釧路弁護士会弁護士）

裁判員等経験者 4人

報道機関出席者

釧路新聞

読売新聞 合計2人

裁判員経験者の紹介

庶務（石田総務課長）

お越しいただいております裁判員等経験者の皆様を御紹介いたします。

1番から3番までの方は、いずれも強制わいせつ致傷の事件を御担当され、判決は、懲役2年6月、4年間執行猶予でした。

4番の方は、住居侵入、殺人未遂、現住建造物等放火の事件を御担当され、判決は懲役15年でした。

司会挨拶

司会者（登石所長）

本日は、お忙しい中お集まりいただき本当にありがとうございます。私も裁判員裁判が始まった当初から一昨年の2月まで、東京、大阪で裁判員裁判を担当しておりました。今回このようなお話をお聞きする機会があり、大変うれしく思っております。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

法曹三者の紹介及び挨拶

高検察官

私は、裁判員裁判はそれほど経験があるわけではないので、今日は、貴重な御意見を伺うことができると大変楽しみにしております。どうぞよろしく願いいたします。

佐藤弁護士

私は、これまで裁判員裁判は4件経験がありますが、まだまだいろいろと勉強しなければいけないことがあると思っています。本日は、皆様から貴重な御意見をちょうだいして、より良い裁判員裁判、そして、より良い弁護活動のためにできることがあればと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

三輪裁判官

懐かしい皆様のお顔を拝見することができうれしく思っております。今日は、わざわざ

ざお越しいただき本当にありがとうございます。審理のときにもいろいろとお話を伺いましたが、改めて振り返って、審理の在り方、評議の進め方などについて御意見をいただいで今後の参考にしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

裁判員裁判に参加しての全般的な感想について

司会者

それではまず、少し時間が経っていますが、現在における裁判員裁判に参加されての全般的な御感想や御意見をお聞かせいただきたいと思います。

1 番

選任されたとき、正直なところ、なんで私かと思いました。裁判所職員の方と話したときに、宝くじよりも確率が高いんですよと言われましたが、抽選というくじ引きですが、選ばれたら選ばれたで、きちんと裁判員裁判に参加していかなければならないと思ったのが、正直な最初の感想です。

実際に評議に参加してですが、私は、裁判所に入ることも自体も初めてだったので、こういうものなんだと思うなど新たな発見がありました。

印象ですが、私たちは、法律に関しては無知でしたので、そこについて裁判長を中心に分かりやすく解説をしてくれていると感じました。また、裁判の中で、検察官の資料は、非常に分かりやすく作られていました。弁護人の資料も分かりやすいのですが、口頭での説明が多かったです。

検察官は、目で見えて分かる資料、弁護人は、聞いて分かる資料でしたが、私は、まず目で見えて分かる、その後、聞いて分かるという方が良かったと感じました。

司会者

不安を感じつつ、手続に参加され、実際に終わった後の御感想はどのようなものでしたでしょうか。

1 番

終わってからは、貴重な経験でしたので、良い経験をしたと思いました。また、今後、自分が仕事をしていく上で、こういうものの考え方があるのだという意味でも良い経験であったと思います。

具体的には、客観的に物事を見るという、事実に対してどうなんだという部分において、これまではストーリーに対し、私的な見方をすることがありましたが、そうではなく、これに対してはこうですよという見方をしていくことなどが非常に役に立ったと思います。

2 番

裁判員裁判という制度ができ、被告人に対し一方的な見方ではなく、刑の軽減も検討する、大局的な立場から物事を見るということなど、法律を知らない一般市民である私たちが、裁判にかかわることができるのは素晴らしいことだと感じました。

外国では、一般市民が参加する制度がある国もありますが、日本でもこのような制度ができて良かったと思います。

大局的な立場というのは、被告人の立場からも被害者の立場からも見た上で、ディスカッションなどをして、被告人の刑を決めるということで、私は素晴らしいことだと感じました。

3番

最初に裁判員裁判の資料が郵送されてきて、事前にその資料を読んでいたため、大体の中身の把握ができてから、裁判員裁判に参加することができたので、不安なく参加できて良かったと思います。

裁判員みんなで話し合っ、判決を決めたので、自分だけが責任を負うということがなく、良い経験ができて良かったと思いました。

司会者

これまでに裁判員を経験した方のお話を伺うと、最初は不安だったという方が多いのですが、不安がなかったというのは、裁判所に来る段階から、これは十分できるなといったような安心感があったということでしょうか。

3番

資料の中に、裁判員を経験された方々のメッセージがあり、そのメッセージを読んで不安を和らげて参加することができたというのが一番大きかったと思います。

もし、また選ばれたら貴重な経験もできるし、一生懸命参加したいと思います。

4番

まず、裁判所から裁判員裁判の裁判員候補に選ばれましたという手紙が来たときに、家族から、何かやったのか、大丈夫なのか、そんな裁判に参加して逆恨みされないのかという不安を述べられました。

その後実際に参加して、裁判官の方々、裁判員の皆さんと話し合い、自分一人の意見ではなく皆さんの意見をまとめて、被告人の審理に当たるのだということが分かりました。

また、報道などで見ている裁判官はガチガチの方々だと思っていましたが、実際話をしてみると当たり前ですが、普通の方々だと分かって良かったと思いました。

裁判員裁判のニュースを見るたびに、裁判官と話したことなどを思い出し、懐かしいなと思いますが、刑を受けた被告人が出てきたときに、本当に大丈夫なのかという不安は常にあります。

選任手続について

司会者

それではまず、選任手続に関してお聞きしたいと思います。釧路地方裁判所管内は、道東の非常に広い範囲を管轄としており、遠方からお越しいただく方の負担を考え、基本的には選任期日と裁判員裁判を同じ週に行っていますが、特に審理が長期に及ぶものなどについては、裁判員裁判の前の週に選任期日を行うこともあります。また、同じ週であっても、選任の日と審理の日を別の日にする場合と、午前中に選任を行い、同じ日に審理に入る場合もあります。

1番から3番までの方の事件では、同じ日に選任を行い、直ちに審理を行いました。4番の方の事件では、前日に選任期日を行い、翌日から審理を行いました。仕事や家庭などの都合をつける上で、それぞれのやり方で良かった点や悪かった点はあるか、どちらのやり方が良いと思うか、みなさんの御事情に照らしてお聞かせいただきたいと思っております。

1番

私の場合は、当日裁判員に選任されてすぐに審理に入りました。確か大雪の影響で、そうなったのですが、午後1時から選任手続を開始し、午後3時に終わって、すぐに審理に入るというのは、心理的な面を含めてつらかったので、やはり前日に選任するほうが良いと思っておりました。

選任が決まって、そのままハイどうぞという感じで審理が始まり、えっ、えっ、という感じになったので、心の準備の時間も必要なのではないかと感じました。

司会者

裁判員選任後に時間が空くと心配になるという御意見もありますが、その点について、前日選任であった4番の方は、どう感じられたでしょうか。

4番

私は、最初に裁判所から書類が来た時点で、裁判員に決まったと思っていました。そのため、裁判所に来た時点で裁判を担当すると思っていたので、選任と審理の日程については、あまり気になりませんでした。

司会者

1番から3番までの方の手続では、天候が悪く、午前中に選任手続が行われる予定であったのが、午後には選任手続が行われましたが、この点について御意見等がありますでしょうか。

1番

私は、午前中に選任して、昼を挟んで、午後から審理を行うほうが良かったと思っております。天候状況のためなので仕方がないですが、急に変更となったため、仕事の予定も変えることになり、私には大きな問題はありませんでしたが、つらい方もいるのではないかと感じました。

最初はそうでもないと思っていましたが、審理が始まるとなかなか大変だったので、心の準備の時間として昼休みを挟んだほうが良かったと思っております。

2番

一般的に天候により時間がずれ込むことはあるので、裁判においても天候や人為的なものを考慮して予定を決めていくというのは仕方がないと思っております。

当事者の主張全般について

司会者

次に審理の内容についてお聞きしたいと思います。まずは、当事者の主張全般についてですが、検察官と弁護人から最初の方に冒頭陳述で主張がなされ、証拠調べの後に論

告と弁論という主張が行われました。裁判官だけで裁判を行っていたときに比べて、検察官と弁護人の主張について、分かりやすいように、あるいは、説得力を持つようにと、やり方に工夫を凝らしているように思えるのですが、そのような主張全般を通じて、意図、内容が分かりにくかったことはないでしょうか。方法について改善した方が良いと思われたことはあったでしょうか。あるいは、良かった点も含めて御意見をお聞かせください。

4番

1年前のことなので鮮明には覚えていませんが、私は、裁判員裁判の法廷の雰囲気にもまれていましたが、冒頭陳述での検察官や弁護人の主張に分かりにくいと思ったところはなく、大体理解することができたと思います。

求刑と弁論では、年数に幅があると感じました。分かりやすさについては、冒頭陳述と同様ですが、年数についてどうしてこんなに開きがあるのかと感じました。殺人事件では刑が何年になるのかということも分からなかったのです、どういう事件の内容でどういう判決が妥当な年数になるのかが分かりませんでした。検察官と弁護人の主張が分かりにくかったということではありません。

3番

私も場の雰囲気にもまれていたため、自分はその場に立っているのに、なぜかテレビで見ているような想像をしてしまっていて、なかなか内容が頭に入ってきませんでした。しかし、書面にしっかり書かれていたので、それを読んで考えていたというのが正直なところです。

司会者

資料が書面で作成されていて分かりやすかったというお話がありましたが、法が予定しているのは、法廷で主張を理解してもらうことですが、法廷で聞いていても、検察官と弁護人の主張の内容がいまひとつ分からなかったということでしょうか。

3番

冒頭陳述前に裁判官から、冒頭陳述がどういうものかについて説明があり、それは理解することができていたと思います。冒頭陳述に疑問が生じたというのではなく、緊張してしっかり聞き取ることができなかったところを書面で確認しました。

司会者

主張をどのように行うかについては、試行錯誤されているところですが、法は、主張を記載した書面で理解してもらうのではなく、口頭で説明するという考えに立っています。

法廷での説明のやり方についても様々な議論があり、書面を配布するとその書面に集中されてしまって口頭でお伝えしたいことがうまく伝わらないのではという意見がありますが、この点についてはいかがでしょうか。

3番

私の経験からすると、最初から書面があったほうが良いと思います。重複しても良い

ので、書面を読み、話を聞くというほうが良いと思います。話を聞き取るだけでは分かりにくいと思います。

司会者

主張のやり方などについて、もう少しハイレベルであるべきという御意見はありませんでしょうか。

2番

検察官は、声量が大きく良く響いてきましたが、弁護人は、声量が小さく音だけで事件の内容を理解するのは、ちょっと難しかったと思います。検察官と弁護人で、マイクで拾った音の大きさが違っていました。これについては、裁判中にも伝えていきます。

1番

私も2番の方と同じ印象で、声量に関しては、検察官は意図的にそのように行って印象を残すやり方をしているのだなと感じました。弁護人は、平らな話し方で、ちょっと響いてこないというか、どのように弁護したいのかということが伝わってこず、被告人が罪を認めているので、あとはお情けを求めているというように感じました。

私たちは、法律の素人なので、口頭で伝えて理解を求めるというのは不可能ではないかと思しますので、補助的にもっと書面を工夫して使い、書面だけを見ても分かるようにしたり、説明を聞いたときに書面のこの部分だなと分かるようにした方が良いと思います。

その点、検察官の書面は、理路整然として分かりやすかったのに対し、弁護人の書面は、主張が列挙され、説明がありますが、分かりづらいというか印象に残らないと感じました。弁護人ももうちょっと工夫すれば、私たちも理解でき、響いたのではないかと思います。

また、書面について、四角四面な文書だと感じました。例えば図、写真、見出しやグラフなどを使って表現しても良いのではないかと思います。全体的にやはり固いなと感じました。

三輪裁判官

1番から3番までの方の事件においては、イレギュラーな形でその日のうちに審理が始まったものですから、一般的な説明を行った上で、冒頭陳述ですべてを理解していただかなくてもよく、本丸はその後なので、冒頭陳述では大体どの辺がポイントになるのかが分かれば良いですとお話をさせていただいたと思います。

今おっしゃっていただいた固い感じがするというのは、なるほどと思います。

何にポイントを置くかは、難しいところですが、本丸である証拠の中身をきちんと理解していただくことと、冒頭陳述は少し違うということを理解していただいていたのか、冒頭陳述の意味合いが伝わっていたのかについて伺いたいと思います。

4番

とても分かりやすかったと思います。裁判に入る前に裁判長から、今回の審理はこういうものだと言ったので、それを踏まえて裁判に入ることができました。

また、少し話が戻りますが、分かりやすさについては、検察官と弁護人の話し方によって影響されるなど感じました。例えば、自分の子どもを叱るにしても、頭ごなしに叱るか、直接言わないで周りから何となく叱るなどいろいろなやり方があると思います。が、それと同じように言葉の力による影響はあるなどという印象があります。

証拠調べについて

司会者

次は証拠調べについてですが、これについても裁判長から説明があったと思います。が、事実の認定は証拠に基づいて行います。証拠は、犯罪事実の有無を認定する根拠であり、また、量刑を判断する上での資料にも使うもので、主張と違いますが、主張と証拠の区別は理解しやすかったですでしょうか。これはどちらか分からないなど、迷ったことはなかったでしょうか。

1 番

主張と証拠が一緒になってしまふところがありました。意識はしていましたが、やはり最初から証拠ありきの主張であり、また、主張ありきの証拠ではないかと感じ、区別しにくいところがありました。

司会者

これまでのお話について法曹から出席されている方々は、何かありますでしょうか。

佐藤弁護士

声量の問題や資料の作り方について、いろいろと御意見をちょうだいしまして、私が思ったのは、弁護人のスキルの問題について、反省、改善すべき点が多いと思いました。

例えば、資料については、普段から固い文書を作っていて、応用が利いていないとか、声量については、法廷でプレゼンテーションというのを意識しながら話すという機会がこれまで弁護人にはあまりなかったと思いました。

一般論として、私が事情を想像すると、資料に付記などを設けることについては、事件によっては、被害者がおられるとあまり砕けた感じにしてしまうと失礼な態度に映ってしまうのではないかと感じるなど、弁護人は、リスクヘッジを考えることが多いことから、資料が固いものになってしまうのかと思いました。声量についても、多くの事案では、犯罪事実自体は認めていて、情状をお願いするので、被告人は悪くないのではないかと声高に主張することがなかなかできないところが、態度に出してしまうのかと思いました。

また、口頭で伝えるのが第一だというのは、弁護人も重々意識しているところですが、皆様の御意見を伺いますと、資料があった方が良いというのが率直な御意見だと思います。これについては、私もまずは口頭で伝えるというのを工夫していたのですが、弁護人は何回か法廷を経験しているため、普段から法廷に対する緊張感について想像力が及んでいなかったのかと思い、非常に貴重な御意見をいただきましたと思います。

司会者

スキルの改善という点では、弁護士会では講師を呼ぶなど、継続的にやっていると同

っていますが。

佐藤弁護士

裁判員制度が始まってから、徐々にそういう機会が増えています。

高検察官

先ほどお話がありました主張書面に表を入れたりするなどについてですが、例えば、被告人又は被害者が複数いる場合などには行うと思います。本日お越しの裁判員等経験者の方が御担当された事件では、どちらも被告人が一人ということもあって、そういう方法が取られていなかったのだと思います。

また、パワーポイントを利用して、アニメーションなどを入れるというのは、裁判員裁判が始まった直後はやっていたと思いますが、それを行うと、例えば、矢印を図面に書いた場合などに本当に矢印のとおり動いていたのかという点が問題となり、そのアニメーション自体が証拠ではないのかということになったため、あまりごちゃごちゃと書かないようになったのだと思います。

私からお伺いしたいことですが、皆様が御担当された事件での冒頭陳述には、検察官の主張が大体全部入っていたと思いますが、それを聞いてくどいと感じられたのか、あるいは、これぐらいの情報があったほうが良いと思われたのかをお聞きしたいと思います。

何う理由ですが、検察庁では、冒頭陳述後に行われる証拠調べに興味を持っていたために、あえて冒頭陳述での情報量を少なくするという議論が行われているためです。

例えば、4番の方が御担当された事件の冒頭陳述メモを見ると、A3用紙1枚にかなりの量が書かれています。これを20分から30分の時間で理解してくださいというのは、私でも難しいのではと思う面もあるので、もう少し簡潔でも良かったのか、あるいは、これぐらいでちょうど良かったのか、いかがでしょうか。

4番

資料を振り返ってみると、このような量の多いものをやっていたのだと思いますが、実際にやっているときは、多いなという印象はありませんでした。話し方がうまく、同じ量の情報を伝えるにも、強弱があつて分かりやすく、話に引き込まれたと思います。

検察官は、ただ書面を読み上げるのではなく、書面を使いつつ、濃淡をつけて話していました。

高検察官

あまりに書面の内容が少なく、口頭で説明することが多いと、書面と口頭のそごが大きくなって逆に分かりにくいものとなってしまうことから、書面をどれぐらいの量にすればよいのかというところは、私も試行錯誤しているところです。

2番

担当する裁判での事件の数によっても違ってくるのではないかと思います。私は裁判員裁判に2回参加していますが、1回目のときは、事件が複雑で大変でした。今回は、

事件が一つでしたが、事件の数が多い方が冒頭陳述や証拠調べの量も変わってくるのではないのでしょうか。

高検察官

事件が複雑になればなるほど、冒頭陳述も長くなる傾向にありますが、2番の方が今回御担当された事件での冒頭陳述の量は、いかがでしたでしょうか。

2番

適量であったと思います。検察官の主張により事件がどういうものなのかが分かるので、大切だと思います。また、弁護人の主張もはっきり聞こえてこない、事件が見えてこないと思います。

司会者

ここからは、実際の証拠調べの内容に即して、御感想をお聞きしようと思います。実際に事件を担当した裁判官からお話を伺います。

三輪裁判官

今回御担当された事件を振り返っていただくと、どちらの事件も被害者の方に直接法廷にお越しいただくということがなく、捜査段階で被害者の方が捜査官に話したことをまとめたものを検察官が読み上げ、その上で現場写真や図面などを見ていただくというものでしたが、実際に評議をするときに、審理で聞いた内容が思い浮かぶものであったのでしょうか。供述調書の朗読は分かりやすかったですでしょうか。

1番

分かりやすい、分かりにくいでいえば、分かりやすいものだったと思います。単純といえば単純な事件でしたので、そうなんだなと思い、疑問に思うことはあまりありませんでしたが、ただ本当なのかなと思う部分はありました。

三輪裁判官

本当なのかなと思ったときに、疑問を解消できず、もやもやしたものはなかったでしょうか。

1番

それについては、評議の中で証拠に基づいてこうなのではないかと議論することができたので、もやもやしたものはありませんでした。

担当した事件では、被害者の方が法廷に来て感情的になったのではないかと思います。ケースバイケースではないかと思います。

三輪裁判官

4番の方が御担当された事件は、被害者の方の負担を考慮して法廷にはお越しいただきませんでした、いかがでしたでしょうか。

4番

1番の方と同じように被害者の方に実際に来ていただいたとしても、裁判員の心証がどう変わるのか想像ができません。

私が担当した事件では、写真があり、家が焼けた様子も分かり、分かりやすかったと

思います。実際、被害者の方の生の声を聞いてみたいというのと、聞くのは怖いという葛藤がありました。

3番

1番の方と同じく、証言が本当なのかと思いましたが、評議で疑問に思うことを口にすることができ、みんなで話し合いをするうちに解消することができました。

2番

事件の内容から、被害者の方が出廷したくないということはあると思います。私が担当した事件では、示談金が支払われていたこともあり、そのような場合は、来ないなりの裁判というか、出廷しないなりの裁判になるしかないのかなと思います。それが刑を決める上で影響を及ぼしても仕方がないと思います。

三輪裁判官

御担当された事件では、直接被告人に話を聞くという被告人質問が行われましたが、被告人質問は、分かりやすかったですでしょうか。供述を引き出す上で、ここはうまいとか、あるいは、なぜ聞いているのか分からないなどと感じられたところはあったでしょうか。

4番

検察官と弁護人の質問の内容まで考えることはできませんでした。被告人の顔を見るので精一杯でした。被告人のちょっと後ろには、傍聴席にたくさんの方がいて、視線に入って来るので、あの方が家族なのかなどかと思いました。ちゃんと質問は聞いていたのですが、被告人がどういう反応をするのか、見づらいところがありましたが、なるべく見るようにしていました。

1番

検察官が、証拠にないことをいきなり被告人に聞いたときに、被告人の態度がちょっと変わった部分もあったので、こういう質問の仕方もあるのだなと感じました。弁護人は、被告人の弁護をするために予期しない質問をすることがあるのではないかと思います。検察官でも、予期しないことを聞くことは通常でもあるのかなと感じました。

3番

質問の内容は、分かりました。質問に対する被告人の答えを聞いて、また評議に生かした部分があるので、検察官と弁護人のどちらの質問も、評議の参考になりました。

2番

被告人の過去の歴史など、事件に直接関係がないと思われる質問も出てきますが、被告人の人格を読み取るための質問は、参考になり必要だと思います。そういう意味で無駄な質問というのではないと思います。

高検察官

2番の方が、被害者が出廷せず、示談金が支払われていたため、来ないなりの裁判にしかならないと思ったとおっしゃっていましたが、どういう趣旨でしょうか。

2番

私は、被害者にも落ち度があったのではないかと思うところがありました。

司会者

2番の方の御趣旨としては、被害者が出廷していれば、示談の趣旨について聞く機会があったかもしれないが、事件の性質からみて、被害者が出廷しないのもやむを得ないと思ったということでしょうか。

2番

そうです。

評議について

司会者

続いて、評議についてですが、全般的な印象として、自分の意見を十分に言うことができたか、評議の進め方や雰囲気はどうであったかについてお聞かせいただきたいと思います。

1番

全般的な印象は、裁判長の進行の仕方が非常に分かりやすく、素人でも分かるように教えてくれたので、その点については問題なかったと思います。ただ心理的には疲れしました。

疑問がある都度、ホワイトボードを使って説明してくれるなど、とても分かりやすいものでした。

2番

評議室では、よくディスカッションをしました。十分な議論ができたと思います。

3番

自分の意見がすごく言いやすい雰囲気でした。自分の意見を活発にいう方とそうでない方がいますが、裁判長が満遍なく聞いてくれて、それぞれの考えを言うことができたので良かったと思います。

司会者

議論していただく内容は、犯罪という非日常的なことで、一般的には気が進まない内容で、また、プレッシャーがある中での議論だったと思いますが、そのような中で議論することを考えたときに、何かもう少し工夫があったほうが良いのではないかとか、予想していたことと違ったなどといった御意見はありますでしょうか。

3番

プレッシャーは多少なりともありましたが、自分一人の意見で決めるわけではなく、自分の考えを言っても、違う考えの方の話が出てくるので、それをみんなで聞いて、全員で決めるので、すごくプレッシャーになるとは感じませんでした。

4番

マイナスのことを探してみましたが、見当たりません。もともとプレッシャーのある雰囲気の中で話合いに参加して、良いなと思ったのは、丸テーブルに座って裁判長が司会をして、裁判官、裁判員、裁判官、裁判員と交互に座って、話しやすい雰囲気だった

ことです。

プレッシャーもなく、何年の刑にするか決めるにも、納得して刑を決めることができました。

司会者

評議の進め方ですが、検察官の主張である論告、求刑について、弁護人の主張である弁論を考慮しても、検察官の主張が説得力を持つかどうかという観点で議論を進めると思いますが、そのような観点からみたときに、検察官と弁護人の主張は分かりやすいものであったのか、あるいは評議しやすいものであったのかについてお聞かせいただきたいと思います。

1 番

私が担当した事件では、最初から被告人が罪を認めていて、量刑だけの裁判であったので、論告、弁論は、そのまま聞き、量刑だけを考えていました。

司会者

量刑だけが問題となる場合は、論告、弁論が評議に対してあまり意味を持たなかったということでしょうか。

1 番

意味を持たなかったということではなく、情状酌量の部分で、弁護人が示談が成立しているなどの弁論をしたことは、役に立ったと思います。

2 番

論告、弁論を軸にして、最終的に刑を決めたので、問題はなかったと思います。

3 番

私も同意見です。

4 番

評議を進める上で、非常に役に立ったと思います。

司会者

量刑の考え方、量刑の決め方について裁判官から説明があったと思いますが、実際に自分が量刑を決める上で、納得していただくことができたでしょうか。

1 番

私は量刑について厳しめの見方をしていました。裁判官から同類の事件においては、どのぐらいの求刑があるというのを画面で見せてもらいましたが、これについては疑問に感じました。結局のところ、前例踏襲主義なのかと感じました。事件によっては、前例踏襲しないという考え方もあるのかもしれませんが、被害者のけががこの程度だったらこれぐらいですよということだったら、被害者の感情は、いったいどうなるのかという葛藤がありました。

司会者

葛藤がある中で、量刑の資料を見て参考にするという意味合いについて、最終的には納得していただけたのか、あるいは、ちょっと説明が十分ではなかったとお思いでしょ

うか。

1 番

量刑の資料の意味合いについては、正直なところストンとは来ていません。前例踏襲ではないといいつつも、初犯だとかこういうようになるといわれると、そういう部分で決まるのだなと感じました。その葛藤が結構ありました。

3 番

被告人の情状酌量を重点において考えました。裁判が終わってから、最終的に私の意見がこれで良かったのかなと思いました。評議に関しては、何かこれはおかしいなどか思うところはありませんでしたが、自分の意見が反映されるので、本当に自分の考えが良かったのかと思います。

司会者

裁判長からの量刑に関する説明について、腑に落ちないところはありませんでしたか。

3 番

腑に落ちないところはありませんでした。そういうものかなと思ってしまうこともありました。

守秘義務について

司会者

続きまして、守秘義務について何か御感想をお持ちの方がおられたら、お聞かせいただきたいと思います。

1 番

裁判員裁判だけでなく、会社勤めでも、守秘義務はあるので、抵抗はありませんでした。守秘義務があるところとないところをきちんと教えてもらったので、プレッシャーなどは感じませんでした。

2 番

私も問題ありませんでした。

3 番

私も同じです。

4 番

私もプレッシャーなどは、感じませんでした。

これから裁判員になれる方へのメッセージ

司会者

最後になりますが、これまでの裁判員の御経験を踏まえて、これから裁判員になれる方へメッセージをお願いしたいと思います。

4 番

自分へのメッセージになるかもしれませんが、裁判員裁判のニュースがありますと自分がかかわった事件を思い出します。被告人はどうしているのか、被害者の方はどう

しているのかなどをボーと考えてしまいます。また、もし被告人が出てきたら、自分のことは覚えてはいないよなどか考えてしまう自分がいるので、その人の性格にもよると思いますが、メンタル的にちょっときつと思います。

3番

自分の考えだけで決まるわけではないので、プレッシャーに感じずに、参加できるのであれば、経験が人生の役に立つと思うので、参加してもらいたいと思います。

2番

誰のためというか、国のために協力してあげてほしいと思います。

1番

選ばれたからには、参加してほしいと思いますし、物の見方が変わるので、自分でもすごくプラスになったと感じます。デメリットを考えると遠慮したいかもしれませんが、良い経験というか、一生に一度あるかないかなので、ぜひ参加してもらいたいと思います。

法曹三者から

司会者

どうもありがとうございました。最後に法曹三者から一言ずつお願いします。

高検察官

今日は、貴重な御意見をいただきどうもありがとうございました。検察官の主張については、おおむね悪くない評価をいただいていると思えました。本日のお話を踏まえ、さらに分かりやすい主張、立証をしていきたいと思えます。

佐藤弁護士

本日は、どうもありがとうございました。この意見交換会を通じて、裁判員の方々のお考えなどが理解できて、弁護士としても非常に有意義であったと思えます。

三輪裁判官

本日はどうもありがとうございました。今日皆様からいただいた率直な御意見を基に、より多くの方々に裁判員裁判に参加していただけるように、どのようなことを不安に思っているのか、どういう情報があれば不安なく参加いただけるのかなど、今後の参考としていきたいと思えます。

記者からの質問

釧路新聞

裁判員に選ばれたことで、かなり拘束された時間が多かったと思いますが、それに対して会社、家族の理解はありましたでしょうか。また、協力などしてもらえたのでしょうか。

1番

私は、会社からは公民休暇をもらいました。会社には、理解していただきましたし、家族からも最初は何かやったのかと言われましたが、予定などもなかったもので、理解してくれていました。

2番

私は、2回目の裁判員でしたけれども、1回目のときは、資料が送られてきて最初は訳が分かりませんでした。知り合いに会社を挙げて出頭させなければならないと言われたので、参加することに決めました。会社も納得してくれて休みをくれました。裁判が終わった後、さらっと忙しかったよと言われた部分もありました。

3番

私は、主婦で仕事をしていません。家族からは、貴重な経験なのでぜひ参加しなさいと言われました。

4番

私は、職場の中で、一人しかいない専門職なので、期間中に仕事が入らないようにし、万が一、仕事が入ったとしても他の部門で対応できるように調整して、職場からは了解をもらいました。家の方は、共働きで子どもも小さいものですから、この裁判に参加する前と帰宅後は、家事をいつも以上に頑張りました。